

# 国土技術政策総合研究所 研究方針 改訂に当たっての考え方

平成16年3月5日

1. 改訂は、部分改訂とし、最小限のものとする
  - ・平成15年3月24日評価委員会で議論
  - ・理由：研究方針は短期間で改訂するものではないこと  
機関評価が今後予定されていること
  - ・なお、研究方針「はじめに」には、「その内容について毎年検討を加え、必要に応じて見直すこととしている」とある
  
2. 改訂内容は、国土交通省技術基本計画、研究活動の進捗等を受けての字句の追加・修正を主体とする
  - ・「技術基本計画を受け、この間の社会情勢の変化や国総研の活動を踏まえ、現在の研究方針を見直し、その一部を改訂することとした」(改訂に当たって)
  - ・なお、「生活コストの安い暮らし」については、国土交通省技術基本計画に基づき、技術政策課題として独立させたが、その内容は従来の技術政策課題 と に含まれていたものが主体である
  
3. 第2編のサブテーマについては、プロジェクト研究を主体に再整理する
  - ・「研究の進捗状況踏まえ、プロジェクト研究として国総研が重点的に取り組んでいる課題を中心に再整理した」(改訂に当たって)
  
4. 改訂後の研究方針の対象期間も従前と同様とする
  - ・「7本の柱と16の技術政策課題を中長期的な動向を念頭に置きつつ設定した」(はじめに)
  - ・「第2編には、概ね5年間を展望した研究方針を技術政策課題のサブテーマとして示すこととした」(はじめに)